

目の前 親が奪い合い



「直接強制」では、執行官が子ども（中央下）を直接説得することもある

引き裂かれる 子どもたち

父親と夕食を食へようとしていたパジャマ姿の女兒を、スース姿の男たちが取り囲んだ。

2009年、首都圏にあるマンションの一室。突然訪れた見知らぬ大人におびえ、泣き出した女兒に一人が声をかけた。「お母さんが来ているよ」。女兒の引き渡しを命じた家裁の判断に基づき、父親の元にいる女兒を強制的に母親に渡す直接強制回だつた。保育園に通う女兒の40歳代の両親は、当時、離婚裁判中。母親は夫の暴力に耐えかね、女兒を置いて家を出ていた。

D 直接強制 裁判所の判決などに従わない相手に対し、債権者からの申し立てを受けた執行官らが、財産を差し押さえるなどする強制執行の一つ。子どもへの直接強制は、家裁が子どもの引き渡しを命じても相手が従わない場合などに実施するが、子どもを車などと同じ「動産」と見なすことを違法とした裁判例もある。約10年前までは、従うまで金銭の支払いを命じる間接強制が原則だった。

遅し女男に詰しかひだか
父親が遮り、抱きしめられ
た女兒は黙つたまま。「嫌
だつたら嫌つて言いな」と
父親に言われ、「嫌だあ」
と小さな声で答えた。
執行はいつたん打ち切ら
れたが、翌年、執行官は父
と娘の帰宅を待ちかまえ、
女兒を抱きかかえて連れ去
った。女兒は今、母親と一緒に暮らすが、父親はあき
らめきれない。「力ずくで連
れて行くなんておかしい」

「渡してもらひませんか」「無理です」。執行官と父親の押し問答は40分間も続いた。「お母さんと話してみない?」。執行官が繰り

でほとんど行われていなか
った直接強制は、2010
年に120件にも上った。
離婚する夫婦は年間約25
万組、うち1割が成年

の子がいる。離婚件数は横ばいだが、子どもと別居する親が相手に引き渡しを求めて起こす調停や審判の件数は、10年前の3倍に増え、2080件に達している。

背景には、少子化と、育児に積極的にかかわる父親が増えたことがある。

離婚後の親権は、母親がとするケースが8割を超える。これに納得しない父親が子を奪い返そうとしてトラブルになることが多く、父親が子を誘拐して逮捕された例もある。事件に至ら

ないまでも、父母が子どもの手を文字通り引っ張り合いう事態は多発している。40年にわたって離婚問題に取り組む杉井静子弁護士は、「親の権利ばかりを振りかざすのではなく、子どもの幸せを最優先に考えるべきだ」と話す。

数年前の夏、関東地方の小学校低学年の男児が父親に手をひかれ、母親との往復合せ場所にやってきた。家裁が審判で、男児を母親に引き渡すよう命じたためだつた。ところが、母親が息子を抱きしめた瞬間に父親と親類が取り囲んだ。

「ママの手をかめ。暴れやが」。父親が男児に命じる。親類は男児の手を引っ張りて母親をこづく。2時間以上にわたる激しいやりとりの間、男児は泣き続け、ついにわざと泣き止んでしまった。母親は腕を緩めるしかなく、男児は

されて泣き出す 落ち着くまでに、何年もかかった。
「息子の心に深い傷を残してしまった」。母親は苦い思いをかみしめている。

離婚後の親子面会
解説する動画配信
裁判所HPで
離婚後の親子の面会を促進する改正民法が今月から施行されたのに合わせ、最高裁は面会のポイントをまとめ、ホームページ上で動画配信を始めた。

分担を事前に取り決めるよう定めている。動画は「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」と題し、離婚が子どもに与える影響や、「行為過誤たアレントをしない」など面会を円滑に進めるポイントを紹介している。